

(仮称) 千葉県主要農産物等種子条例案に関する意見

千葉県農林水産部生産振興課農産班宛て

電子メール : nousan2@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX : 043-222-5713

郵送 : 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県農林水産部生産振興課農産班宛て

※電子メール、FAX、郵送のいずれかで送付してください。

意 見

私たち「種子を守る千葉県条例制定を求める実行委員会」は県内2つの生協、社会福祉法人、県内生産者、市民団体を運営委員会メンバーとして2018年9月から活動を行っています。私たちが開催した公開学習会への参加や団体のWEBサイトなどから趣旨に賛同し、実行委員会に所属するメンバーは県内各地に約80人います。これまで、種子法の学習会のほかに、千葉県水田利用研究室や成東育成地の見学もさせていただき、千葉県の農作物に関する取り組みも知ることができました。

①(仮称)千葉県主要農産物等種子条例を制定に賛同します

千葉県でも引き続き公的種子の安定供給を図るため、私たちは主要農作物等種子条例(以下、種子条例)制定にむけて2018年秋より活動してまいりました。この度の種子条例制定の提案に賛同いたします。

②種子条例制定にあたり消費者の視点も加えてください

1. 条例案策定の経緯に、「農業者や農業団体から～(中略)～条例化を望む声が大きくなっています」とありますが、消費者からも多くの声が多く上がっています。私たち実行委員会も、農業者とともに多くの消費者や生活協同組合がメンバーとなり、種子条例の制定を望んでいます。種子条例制定にあたり、消費者の視点も加味することを強く希望します。

③種子条例を制定する前に具体的な条例案を示してください

2. 条例案の概要には「現行の要綱を踏まえて」とあり、具体的な内容が示されていません。千葉県主要農作物種子対策要綱1目的に「農業競争力強化支援法の趣旨も踏まえ」とあり、また現在国会で種苗法改正の審議がなされる中で、千葉県独自の種子生産供給システムが、農業者の所得向上・安定とともに、消費者の健全な食を守ることができるのか不安がぬぐえません。種子条例制定の前に、具体的な案を提示してください。

④対象品目は「落花生並びに本県固有の特性を有する在来種」とすべきだと思います。

本県の特産物である落花生を種子条例に加えることには賛同いたします。

しかし、落花生だけでなく本県固有の貴重な「在来種」も入れてください。全国各地に伝わる在来種が農業者の高齢化や種苗会社が開発したF1品種に圧巻され減少しています。京都、石川、山形などでは在来品種を発掘、普及させる活動をしています。千葉県にも大浦ゴボウやハクラウリ、小糸在来大豆など少ないながらも在来種があります。作物の品種が単純化すると気候変動に対応しにくくなります。埼玉県のように条例に「在来種」を入れるべきで、本県の場合は「落花生並びに本県固有の特性を有する在来種」とすべきだと思います。

⑤目的の項に、県民の食料供給の安定化をはかり、それにより健康や食料安全保障に資する事を記載してください。

⑥「農業競争力強化支援法の趣旨」とありますが、私たち県民が暮らしている千葉でこれまで積み上げてきた仕組み（種子開発から増殖、実地栽培という一連の工程）は、県民にとって大変貴重であり、謂わば県民の財産だと思います。この趣旨を是非とも汲んだ条例にしていただきたいです。

以下付帯意見として、米生産体制の維持から増強への施策、及び広く県民が米を大切だと思う共通認識の普及と米消費を増加させる県民運動推進の施策に取り組んでいただきたい事を申し添えます。

* 家庭での主食の消費量は、小麦等の消費が米の消費を上回りました。

米は、穀物最高の収穫量があり水田で連作できる大変優れた作物です。私たちの主食である所以ですので、「米」の評価を高める必要があります。

新型コロナウイルス感染が世界的に猛威を振るっています。パンデミック状況の中で食料の輸出規制を実施する国も現れてきました。食料自給率37%（カロリー換算）の我が国にあっては憂慮すべき状況にあります。

千葉県種子条例制定を機に、主要農作物の生産維持更には生産拡大措置をはかるとともに、米をはじめとする県産主要農作物の利用拡大を強く県民に働きかける政策と県民運動の提唱が必要であると考えます。

条例制定とともに本条例が生産から消費にわたって実効性を発揮するように、関連施策の推進を望むものです。

以上

住所	千葉県千葉市美浜区真砂 5-21-12（生活クラブ生協・千葉 内）		
名前	種子を守る千葉県条例制定を求める実行委員会 実行委員長 並木道代	連絡先 電話番号	043-278-7172 (担当：組織部 中井)